

(第九部)

第二回 参議院農林委員会會議録第十七号

(四三三)

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)午後一時四十一分開会

本日の会議に付した事件

○指定農林物資検査法案(内閣提出)

○食糧確保臨時措置法案(内閣提出)

○委員長(橋見義男君) それでは只今から委員会を開会いたします。最初に指定農林物資検査法案を議題にいたします。この問題につきましては六月二十五日及び二十六日の両日に亘つて説明聴取並びに質疑を重ねたのでありますが、尙残つておることもありますが、まず、本日更に質疑をいたしたいと思います。最初に一昨日の御質問の結果、現在やつておる事項についての内容を整理して提出されておりますので、この書類について説明員の加藤事務官から報告を聴取することにいたします。

○説明員(加藤事務官) 本日配付された指定農林物資の検査法案の資料についてちよつと御説明申し上げます。法案の別表に掲げられております指定農林物資は、本日の配付資料のごとく、従来すべてについて検査制度が取られております。その十は都道府県知事から委託を受けて食糧事務所が実際検査を行なつておるもの、これはわら、みづ、いぐさ製品、麻類、除虫菊、みつた、こうぞ、なたね等、それから都道府県知事が実際検査を行なつておるもの、これは木材関係、薪炭関係、それから加工水産物関係、牛乳、バター、しいたけ、あべまき樹皮、民間団体が検査を実施しておるもの、但しこれは物價統制令で裏付けされております関係上、強制検査と同一の結果を生じておるものであります。これは、れん炭、豆炭は全國れん炭工業協同組合、たばこは日本加工煙料工業会、しいたけはしいたけ組合、真綿及び真綿製品は日本真綿同業協同組合、食料びん詰は日本罐詰研究所、ソースはソーシ工業協同組合、食酢は食酢協同組合、種こうじは種こうじ協会、青兒菓子には養蚕協会、寒天は地方價格査定委員会が検査を実施しております。以上の検査制度を法律的な問題について申し上げますと、わら、みづ、いぐさ製品は省令九十七号で指定物検査規則、こいういものができておりました。これに基いて検査が行われておりました。草製品から亜麻種までは都道府県の指令で一應やつておることになっております。それから木材関係は木材需給調整規則、これが昭和二十二年農林省令第四十五号、これに基いて各府県の検査規則が制定されております。本日配付させて頂きました資料の中に、北海道の例として北海道薪炭検査規則を加えて置きました。それから木材関係は薪炭供給統制規則、これが昭和十八年農林省令第二十四号でございますが、昨年十月に一部改正になりました。そのときに検査の指定を受けております。それから加工水産物については、前述の指定物検査規則でやはり行なつております。牛乳、バター、しいたけ、あべまき樹皮等は、府県の検査

を條例でやつております。

それから別表に掲げていないで、法律に基いて國營又は國の委任によつて府縣の検査を実施しておるもの、これは一應御参考までに書いて置きました。主要食糧については、食糧法に基く主要食糧検査例による國營検査、生糸については蚕糸法に基く國營検査、養蠶、繭、桑についてはやはり蚕糸法に基く都道府県の検査。それから味噌、醤油、醸造酒、砂糖、こいうものはやはり公團で検査を実施しております。これは公團取扱物資でございます。それから、公團が買上の際に一定の検査をしております。

それから従来府縣の検査を実施していたもので公定價格のないこと、数量の少ないこと等の理由で別表に掲げなかつたものは、からし、はつか、りんご、かんきつ、生柿、櫻桃、梨、栗、果樹苗木、觀賞植物、こんにやく、かみゆり、わさび、梅干、杞柳、竹、鶏卵、野菜類及び野菜漬物類、製糖用の眞田でございます。現行の検査制度は、今述べた通りでございます。この検査制度の歴史は、前に配布して頂きました現行検査制度という書類の中にかつてのこととをちよつと書いて置きました。都道府県の場合について申し上げますと、都道府県の場合は大体最初に行われましたのが、米について明治三十四年であります。これ以後逐次増加しまして、先程述べました民間団体がやつておるもの以外は、殆んど都道府県がこ

れを行なつておりました。この都道府

県の検査と申しますのは、元の地方官々制の第五條に、地方長官は部内の行政事務を処理するといふ、部内の行政事務といふ言葉で現わされております通り、内部委任の形で検査事務が委任されておりました。それが地方自治法が制定されましたときに、やはり百四十七條の第一項に、都道府県知事は部内の行政事務を掌理するといふ規定が設けられておりますから、それで内部運営の形で事務が運営されておりました。ただ都道府県の検査規則、元の検査規則と申しますのは、独立命令でございます。この關係上、昨年の新憲法施行と共に施行された命令の効力に関する法律に基きまして、昨年の十二月三十一日までは、法律と同一の効力を有するやうに規定されておりましたのであります。規格の点につきましては、提案理由のときに政務次官から御説明がありました通り、明治四十三年の農商務省令第六号の第三條で規格を定める場合は、都道府県知事は農林大臣の認可を受けるというやうに規定されておるのでありますから、これによつて統一されて來ておるのであります。これがやはり昨年の十二月三十一日を以て失効いたしましたので、現在の草製品とか、麻類とか、牛乳、バター、こ

うものにつきましては、都道府県知事の規格を定める場合に、農林大臣がこれを規制して行くといふことができないとなつたわけでございます。大体この資料につきましても説明は以上の通りでございます。

でございますが、條例の一例としまして、やはり本日配布しました資料の中に、茨城縣の農作物検査條例が入っております。それを御覧願います。

○委員長(橋見義男君) 質疑を御継続願います。

○島村軍次君 只今の御説明によりまして、新憲法施行によつては、かくのごとき法律を出すということに対する根拠、法令としての疑問があるやうに承るのですが、その問題に対する考え方と、それから特に農林だけの指定検査をやるといふことに對しては、統制物資であります、その他の法律第一條に書いてあるやうな目的達成のためには、これと同じ種類の物資が外に相当あるやうに思いますが、これらに對しては國全体、政府全体としてはどういふやうな取扱をやつておりますか。この点をちよつとお伺ひいたしたいと思います。

○政府委員(平野善治郎君) 只今島村さんのお尋ねでございますが、新らしい憲法の下において、こいう規則を作ることは疑義があるやうに思ふが、こいうことでありましたが、これは只今のところ私共は止むを得ないこととして、憲法上においても差支ないものとしております。

ころ要しないものにつきましては、この法案の対象としておらないわけであります。

○島村軍次君 只今の御説明では了解できませんが、私の聴かんとすると、これは、新憲法第何條に根拠を持つか。

もう一つは、重要物資であるというところは、農林物資と同じような性質を有するものは外にも沢山あると思ひます。商工省所管についてもあるわけであり、また商工省所管が主体と思ひますが、その他の物資については、例えば石炭の國管という問題がありまされども、石炭には検査は要らんかも知れんけれども、そういうものとの鈎合の關係、一口に言へば、この検査規則によつて農業者だけに強制措置を講ずるといふ非難に対しては、どう農林省がお考えになりますか。

○政府委員(平野喜次郎君) 只今島村さんの重ねての御質問でございますが、憲法のどの條項にということにつきましては、只今私につきり調査をしておりますので、詳しく調べて、後有機會にお答えしたいと存じます。

尚又農林物資だけが重要物資として、或いは統制されて、こういうふうな検査を受けて、その他の重要な物資であつても、商工省或いはその他の省所管のものに検査を行わないというところは不公平ではないかというお尋ねのようでございますが、若しそういうことがありますれば、農林物資と鈎合の取れるところのいゝなその他の物資につきましても、重要度が同じであれば、やはり同じ程度の検査をして、権衡の取れるようにすることが望ましいと考へております。尚農林の必要な物資でありまして、特にそういうもの

がありまされば、將來とも農林物資と不権衡にならないように、的確な検査をしたものを入手するように、これは政府部内で折衝して見たいと、こう考へております。

○島村軍次君 前回の質問の要旨、三の方の質問の要旨は、自由の原則に立つべき際に、特に指定農林物資の検査法を出して強制することに對してはいかんとする意見が相当強かつたと思ひますが、従来は二つあると思ひますが、考へ方は二つあると思ひますが、従来は品質本位で考へたときには、検査は府縣ごとに、自分の國の製品の声價を高めるためにやつた。その事柄は自由の原則に立ちますと、各團體とか業者自身が自治検査をやるべしという筋合になると思ひますが、そのまますべてをこれに移すということに對しては、賛否の問題は別として、一應これに對しては生産業者に納得させねばならぬと思ひます。特に一つの検査法という法律を出される以上は、それに對しては、なぜこういうものをやらなければならぬかということに對する、政府のこの間の提案理由の説明では、どうもはつきりせんところがあるように思ひますが、それが對して具体的に今少し御説明を願うようなわけに参りませんか。重ねてお伺ひいたします。尚他省の關係は、今後必要があれば、こういうものをやらせるということでありますが、これはこれから御研究になるということであつて、御提案前に、そういう問題は予じめ十分の御検討があつた筈だと思ひますが、これは事務當局の方で、若し折衝の經過が分りま

すれば一つ聽かして頂きたい。

○政府委員(平野喜次郎君) 只今島村さんのお尋ねは、自治検査をどうしてこういうふうに通すか、よく生産者に理解をさせなければならぬやないかというお尋ねでございます。これは御尤ものことでありまして、私共もいたしまして、本法案が通過を見ましたならば、この法案につきまして熱心にその誘導のために努力をしたいと考へてゐる次第であります。尚先程の提案理由では不十分であつたという、ようなお話でございましたが、この前に申し上げました通り、いゝな重要物資並びに統制の止むを得ない物資につきましては、全國的に統一のある規格を定めて、これに基いてできるだけ公正な検査を実施したいという意味合から、自治検査をどうしようかという趣意から、自給検査をどうしようかという趣意から、品質が落ちるといふような次第であります。尚他省の物資につきまして、事前にいゝく打合せ等のあつた事務的問題につきましては、説明員から説明をいたさせたい、こういうふうにお考えます。

○説明員(加藤泰守君) 只今島村委員からの御質問に對して御説明いたしました。先程の憲法の條文の、どこに根拠があるかという点につきましては、新憲法の第二十九條の第二項に「財産権の内容は、公共の福祉に適合するようにな、法律でこれを定める」という規定がございまして、この法律の目的として、提案理由の御説明の時にも、政務次官から述べられました通り、取引の迅速とか、安全とか、品質の向上といふことが少しも公共の福祉に役立つ、そういうことを図ることが少しも公共の福祉に役立つといふことを考へたために、この法律を制定して行

きたいと考へたのでございます。それから別表に掲げました物資の範圍につきましては、御質問は、御趣旨の通り重要と思われる物品について、全部この法律の目的に副つて規律して行きたいと考へたのでございますが、現在の統制經濟下におきまして、特に價格の問題とか、或いは配給制度の実質的な効果を望むために、そういう經濟統制の実質の裏付けを爲すために、或る点では臨時立法として、この法律が提案されたのでございますから、別表の物資につきましても、現在配給を実施してゐるもの、或いは少くとも價格統制を行なつてゐるものに限つたわけでございます。但し價格統制を行なつてゐるもの、或いは配給統制をしてゐるものの中でも、例えば野菜のごとく検査を実施してゐるために、品質が落ちるといふようなものにつきましては、この法律の適用から除外してございまして、以上であります。

○北村一男君 この法律については、私は余り賛成でありませぬし、又他の委員の方々も心から賛成でない方が多いと思ひますから、政府においては一、二の委員の意のあるところを汲まれて、案を練り直して出されては如何かと思ひます。その点について、政務次官の御見解を伺いた

それから只今説明員から、島村委員の憲法論に對して、公共の福祉を以て答弁されましたが、私、実は昨午の平野農林大臣に對して、米價決定に對する問題が憲法違反にならんかといふことを伺つたことがあるのですが、當時の平野農林大臣は、自分は憲法に詳しくないから、答へることができんとい

う仰せでしたが、今そういう論を以てお考へになるといふことになる、私はもう一遍この機會にそれを繰返して承つて置きたい。即ち公共の福祉という言葉で國民を抑え付けることは、全体主義の考へ方だと私は考へる。もうすでにこの憲法は個人主義であります。即ち利己主義ではないところの個人主義を基調としてゐるのであるから、公共の福祉といふ考へを以て、いつまでも引合はれない値段でも、或いは國民の迷惑になるようなことでも、続けるということは、これは公共の福祉の名において、つまり全体主義の考へに立つて事を運ぶのだと私は考へざるを得ない。その点が一つであります。

それから憲法においては基本的人權を保障してゐるが、このすべて検査をして價格を決めるその價額が、果して基本的人權の中に保障されてゐる國民の財産に對する保障がなされてゐるかどうか、この点について當局はどう考へてゐるのか、私はやはりこういうことを強行なさることは憲法違反である。こういう考へを一應持たざるを得ないのでありますが、この点につき御見解を承りたい。

○政府委員(平野喜次郎君) 只今の北村委員からの御尋ねでございますが、第一点は、この法案は余り一般が好んでおられないようだから、これを練り直して見たらどうかというお尋ねでございますが、政府といたしましては、諸般の事情を考慮いたしまして、只今のところこの法案を御審議、御採決を願ひまして、これによつて指定物資の検査をして行く方が適當であると思ひてお願いをしておるのであります。

いと考えております。尚農林の必要な物資でありまして、特にそういうもの

だと思っておりますが、これは事務当局の方で、若し折衝の経過が分りま

でも公共の福祉に役立つということを考えたために、この法律を制定して行

時の平野農林大臣は、自分は憲法に詳しくないから●答えることができません

検査をして行く方が適當であると考えてお願いをしておるのであります

ら、只今のところこの法案で進んで行きたい。こういう意向でございます。

尚憲法の問題でございますが、私も憲法のことについてはまだ詳しくは存じておりません。併し只今のお話は、こういう検査をして、そうしてやるこ

とが基本的な権を害して、そうして財産権の侵害ではないかという点でございしますが、而しこういう統制をいたします事情も、これは止むを得ない事情でございます。議会の協賛等もお願いをしておるのでござい

ますし、又價格の決定につきましても、これは國全体の公平な立場から見ても適切な價格を定めて行つて、生産者にも著しいところの不公平を掛けないように取計らうて行ける、こういうふう

に考へますので、この法案が施行されましても、基本的な人権或いは財産権を侵すというふうなことがない、こ

うふうには私に考へております。

○委員長(橋見義男君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(橋見義男君) 速記を始め

て……それでは、指定農林物資検査法案についての質疑は、この程度にいたし

まして、食糧確保臨時措置法案を議題にして御審議願うことにいたします。

本日は主として食糧確保、特に食糧増産に密接不可分の関係にある農村必需物資の確保問題について御審議をお願いしたいのでありますが、只今出席せ

られております政府側の関係者は、安本から生活物資局の木村次長、それから

リンク制の問題の中心になつておられる直江さん、それから生産局の竹内さん、機械課の堀さん、それから商工省からは生活物資局長の細井さんと機械

局長の鈴木さんがお見えになつております。どうかこれから御質問をお願いいたします。

○島村軍次君 昨年この米の生産の臨時措置法でありましたが、提案になつたときに、農家に對しては供出を強要しておいて、生活物資に對する裏付けがないことに關して、繊維、石油、その他の必要物資に對する安本及び商工省の必要物資に對する安本及び商工省の質疑應答を重ねたのであります

が、その際の御答弁の中で、一つの例を挙げても見ますと、例えば繊維関係においては、小賣に對しても卸に對しても、自由の原則に從つて選舉の制度を確立して行く。そうしてその選舉に登録された者が小賣業者となり、或いは卸業者となるという原則をお立てになつたのであります。これは安本の方

の一般物資も同様であると思ふのでありますが、その原則に從つて決定さるべきものであるに拘わらず、今回のこの纖維の登録の更新につきましても、

何ヶ月ごとでありましたが、これを登録替へをやるという前提をお取りになつて參つて、纖維については七月一日か

ら登録替へをやるというところになつておるようであります。ところがその原則が必ずしも農村の必需物資に對しては原則が取られておらない。而も今日

承れるところによりますといふと、論議の中心になつておりますのは、第一に諮問委員会の制度が必ずしも自

由の原則に從つた選舉制度によらな

い。特に卸業に對してはさういふ点があるといふこと、及び第二に、その登録

をやる際に、既定の業者の七割を予め優先権を與えるといふことを決定されておるようでありまして、これは明か

に商工省の通牒か、省令か、いずれか知りませんけれども、昨年の答弁と異なるのみならず、なかならず協同組合の発足に際しまして、農業者が解任後に

おけるその取扱いは、直接生産に關係のある協同組合をしてやらしめることを我々は主張したしたのであります

が、十分この点に對しては考慮するといふことであつたに拘わらず、必ずしも今回御決定にならんとする事項は、それに合致してないと思ふのであり

ます。この点はゴムの場合、その他農機具、順次起つて来るすべての問題に關係を持つ重要な問題だと思ふのであ

りますが、一つ私の例として纖維を申し上げたに過ぎないのであります

が、それに対する關係の御当局の御説明を先ず伺つて見たいと思ひます。

○政府委員(鈴木重郎君) お答え申上げます。私、纖維局長でございますので、主として纖維關係の制度につきま

して御説明申上げたいと思ひますが、衣料品の配給機關といたしましては、只

今御指摘のありました、末端におきましては小賣店、仕入れにつきましては

間接制度があるわけでございまして、一般の消費者の投票によりまして選定

をいたしましたのは小賣店だけでござい

ますが、その小賣店につきましては、昨今今回の新制度ができました際

に、忽ちの際でもございまして、その趣旨の徹底が欠けるような面もござい

ましたので、特に農林當局からの御意見もございまして、従来いわゆる衣料

品の配給を扱つておりました約三千の農業者に

つきましては、これは一般小賣店といつたしまして登録し、従来さうい

つた一般衣料品を扱つておらない、それ以外の約一万に近い農業者に

つきまし

ては、特に農料供米製用、その他の農業特殊配給の物件だけを扱う必要も

あると、さういふふうなお話もござい

ましたので、特に投票によつてそれを選定する時間的余裕もなかつた關係も

ございまして、極めて暫定的な措置といたしまして、取敢えず得票によらずして、而も小賣業者の数につきまし

て、適當と認められておる業者数以上に、その業者数如何に拘わらず、例外的に、暫定的に登録をいたしましたのであ

ります。今回これの小賣店制度を再検討すべき必要がございまして、これ

につきまして、從來の原則に従ひまして、衣料店の更新並びに追加をいたす

ように取計らつたのでございまして、その際いわゆる從來の得票に拘わらず

登録をいたしました小賣店につきま

しては、この際全面的に投票をもう一度受け直して頂きて、更に信認をす

ることになつたのであります。從來投票によつて登録して受けておりました

配給機關につきましても、昨今來の業績に徴しまして、必ずしも十分の配

給機關としての機能を發揮し得なかつた認定のべきやうなもので、即ちそ

の取扱実績等に鑑みまして、いわゆる平均取扱数量の一割、これに充たない

者につきましては、この際改めて、消費者の意向を調査することが必要であ

ると考へまして、從來の登録店の中

で、実績を十分に持ち、又成果を挙げ

ました者は、今後におきましても衣料配給機關として、十分その機能を發揮

し得るものと認定をいたしまして、七割程度の者はそのまま更新すること

いたし、更にその七割以外の三割程度

の者並びに新規希望の者、更に今回供

出量等の増加も或る程度見込みまし

て、約一割程度の増加をする等、更に

配給機關といたしまして、必ずしも消費者の数如何によらず、農村等にお

きましては、小賣店を必要といたしますので、さういふ場合には地方長官の認

定によりまして、全体の適業者数の五割の範囲内において、地方長官の

認定に基づきまして必要な小賣店数

を設置するようになつたのでございま

す。今回問題になつております農業者

につきましても、今申上げましたやうな経緯に鑑みまして、從來一般衣料品

を扱つていない農業者において、或る部分で昨今來登録によらずして、暫

定的に枠外登録をいたした關係もございまして、この際は消費者の意

を參照して、その登録すべきかを決定したい、さういふこと

によりまして昨今枠外登録をいたしまして農業者その他の機關につきま

しては、必ずしも業者を殖やす必要がないといふやうな意圖も關係方

面には相當あつたのでございまして、やはり新規業者の新設を認める必要も

ございまして、又或る程度の供給量の増加も見込まれるわけでございま

す。更に物價改訂等に伴ひまして、相當の資金も必要といたしまして

で、只今申し上げました程度の業者数の増加することは、却つて配給の円滑

を期し得ると、さう考へまして、さういふにいたしました次第でございま

す。次に卸賣商についてでございますが、これも昨今來の業績、或いは経

験、或いはその業者の能力、設備といつたやうな点を十分考慮いたしまし

て、これは中央の委員会において審議の結果、登録したたのでございますが、これらの卸賣商につきましても、同様に卸賣商としての機能を十分發揮し得なかつたもの、例えば登録は受けましたが、一反の品物も取扱つていないというような業者も中にはあるのでございます。こういつたような業者は登録店としての機能を發揮し得なかつたものと認定いたしまして、小賣店と同様に大体七割程度のものは更新をし、残余のものは更に再審査をする、更に同様に新規希望者等も併せまして審査をいたしまして、これはそれ／＼場合によりまして、多少供給力の増えるもの、或いは増えないものがございますが、業種別、品種別に、これらの供給、需給の關係の見通しを付けまして、その限度内において、いわゆる適限業者数を各検討いたしまして、再審査することとしたのでございますが、これにつきましても同様に、例えば農業協同組合の連合会が、その衣料卸賣商としての申請をせられるか、どうかという問題もあるわけでございますが、これにつきましては、従来の考え方とは異つておらないのでございまして、昨年この小賣店と同様に、この問題は關係方面と十分に審議したのでございまして、小賣店につきましても、先程申し上げたような末端配給の現状に鑑みまして、例外的に、暫定的な取扱ひをすることの承認を得たのでございまして、それ以上の段階、即ちこの卸賣等の段階におきましては、農業会等の機能を、この卸賣商として認めることにつきましては承認を得られなかつたのでございまして、それに対する考え方は今日も變つておらな

いのでございます。ただ實際の問題として、入手するためには、各個々の小賣店が個々の問屋と取引をするよりも、やはり協同で荷受した方が便利であり、又輸送の面から言ひましても、能率的でございます。そういう点から言ひまして、いわゆる協同荷受の機構といたしましては、各府縣において登録小賣店の連合体の協同荷受は、事實上の問題といたしまして承認をいたしているものであります。今回我々といひましては、このいわゆる協同荷受機構を、何らかの形において制度化し、これに対する金融、その他の問題もございまして、又取引の責任の問題もございまして、何らかの形において制度化を考慮いたしたのでございまして、この共同荷受機関としての制度化は、今日のところは尙關係方面の承認を得られないままに、尙研究を続けおる状況でございます。

○島村重次君 只今の御説明は、前回の御説明を繰返された程度であります。その点を私は申し上げておるのでなくして、前回の場合には、今度更新する際には、自由の原則に基いてやるというために、農業会はむしろ現在では、八月十四日の解散を眼の前に控えており、すでに協同組合が全國で一万幾らできております。農業会々々とお話になります。農業会の方はその筋にお話になる必要は勿論ないのでありまして、これは組織局長よく御存じだろうと思ひます。そこで協同組合が発足した場合においては、その中間機関が丁度空白時代になるから、そこで実績本位をやられるというだけでは、これは様に嵌め過ぎて、既住にお

ける農業者のため取扱つておつた、それが数字的に表面に出ておらんものが隠れてしまう、そうして協同組合が新しく今日やらんとする場合においては、自由な原則に従つて、それを認定するたこの措置を講じて貰いたいというところをお話上げたところ、それは十分考慮して、さうに取計らうというところをお話になつたことを記憶いたしてあります。そうして今回の問題に対しては、その自由の原則に従うならば、七割という業者の既住の実績を認めるということに對してお決めることになること、それ自体は、即ち轉換期における協同組合の從來あつた実績なり、或いは空白時代のものにかこつけて、そのものをオミットするということの結果と相成るのであります。その点に對しては、これを七割でなくして、自由の原則に従つて、頭から選挙の制度を採つて貰いたい、こういう希望が非常に強いのであります。これに對する御見解を一つ伺いたい。

○政府委員(鈴木重郎君) 昨年も、農業会それ自体を幾ら小賣店として見るという考え方はございませぬので、やはり消費者の組織しておる消費組合の機能として、農業会を暫定的に登録したものであります。只今御指摘のように、現在では農業協同組合として新発足いたしておるわけでございます。この農業協同組合が、つまり小賣店として発足するに際しましては、同じような立場において、消費者の意向を反映する登録を基準として、これを推定いたして行きたいと考えております。今御指摘の中に、七割というものをすでに現実の既成事実として認め、その三割を更に今回増えす一割五分

の範囲内において競争することは、農業協同組合の、いわゆる自由競争の限度に制約を受けるのではないかと御指摘でございます。この点は私共といたしましては、すでに今日、いわゆる既成事実として立派に配給機能を達しておりますこのものを、ただ形式的に更に投票いたしまして、徒らに時間と経費を掛け、その間にますます實際の問題としての配給の停止をするということは、極めて今日の逼迫した衣料配給の現状に鑑み、又實際現在配給の途中にあるわけでございますから、これを全面的に停止することは極めて困難でございます。従つて現在あります中の七割以上を成果を挙げたような業者は、今日においても配給機能として十分その機能を發揮すべきものと認定をして、そういう線を引いたのでございまして、従つて今日若しこれを全面的に選挙により切替えるということになりますと、昨年の事情についても、御承知の通り昨年は、六月から本年十一月まで全面的に配給停止をいたし、又現実に登録がございしても、割当というものが実行できたのは本年一月に入つてからでございます。その間約半年近い配給の停止をいたしたのでございまして、そういうことは、今日のところとしては、昨年度の配給の物件も今日尙配給の途中でございますし、新年度の物件も着々と、無論農業用の供米報奨にいたしまして、或いは水産リンケ物資にいたしまして、一般家庭用配給物資にいたしまして、現在配給途上にあるのでございまして、これらの配給機能を一日も停止することとを避け、又十分に過去の成果に徴しまして、成果を挙げておりますもの

は、七割以上程度のものは十分その機能があるという認定をいたしまして、七割という線を引いたのであります。従つて今後に起きまして新規のものは、その機能なり、配給の混乱を生ぜしめないで、今後やはり新しい業者、或いはそういう新しい組織の十分進出し得るために、三割程度のものを、更に今回増えすものを含めまして、消費者の意向を投票によつて判定したい、こういうことになつたのでございまして、尙供給量が縮減するに従ひまして、もとよりこれらの業者数は縮減するのでございまして、現状といたしましては余り多くは期待できませんので、こういつた線から三割、七割という線を引きまして、その限度内において消費者の意向を参照して決めて行くということによつて、十分これは一般的に開放しておる、こう考えておるわけでございます。

○委員(橋見義男君) 大変申訳ありませんが、外の委員会で今採決に入ろうとしておるので、速記をちよつと貸して呉れということですから、二十分くらい要するのですが、その方へ廻しますから、又参りますから、その間速記はございせんが、御了承願ひます。速記を止めて……

午後二時四十五分速記中止

午後三時二十八分速記開始

○委員(橋見義男君) 速記を始め。組織局長の答弁が残つておりますから……

○政府委員(鈴木重郎君) 卸賣商の選定方式につきまして、現在は審査委員会の審査をやつておりますが、これを小賣店の登録によつて卸賣店を決めたらどうかという御意見もあつたのであ

をすでに現貨の既成事実として認め、その三割を更に今回復元す一割五分

とを避け、又十分に過去の成果に徴し、まして、成果を挙げておりますもの

小賣店の登録によつて卸賣店を決めたかどうかという御意見もあつたのであ

りますが、これも一つの選定方式ではあります。御承知の通り、衣料品の卸賣商と共通の面で、いわゆる指定繊維資材の卸賣、いわゆる販賣業者があるものであります。これはやはり生産業者から直接に需要家に渡る部門も相当にあるわけございまして、衣料品については、生産から卸、小賣という段階を正されておられますが、その間に同一業者の関係もございまして、現在のような諮問委員会の構成をいたしておられますが、尙特に小賣店の登録、小賣店の希望を十分に反映させるという方式につきましては十分検討したいと、こう考えております。

○農林省次官 商工省の繊維局長は非常に意見が強いようであります。お立場上御才もだとも考える点もあつますが、何も我々は好んでこの問題を取上げておるわけではないのであります。協同組合の丁度発足時期でありますので、この際農林省の必需品配給のために実施の期間を、これは地方長官で九月までか延し得ることになつておると思ひます。延して、その間に協同組合もはつきりして来ますし、連合会の筋もはつきりして来ると思ひます。これを一つ是非そういうふうにお願ひしたいと思ひます。

それからもう一つは、これは通謀でありますから、局長がそういうことでお計らいになれば、別に面目の問題をお考えになる必要はないので、配給はすでに登録店があるのですから、これは是非やつて頂きたいと思ひます。それから特に附加して申し上げたいと思ひますのは、農林大臣に只今来て頂いて、おさく米價問題の、還元米價

等の問題が非常にやかましいのは、要するに物價の改訂に當つて、農家のこの頃の経済状態が非常に急迫しておるということなんです。繊維局長は農家の懐勘定をどうお考えになつておるか知りませんが、とにかく金融上には恐慌時代をすでに現出しておる。而も政府の発表したことに対して信頼がないのに拘わらず、一割増産をやつて行かなければならぬ。一割増産をやるのに何らの手がないというように、非常に物資の確保と関連を持つておるのであります。今一番の生産増強の途は、米を作ること、衣料品を配ること、これは農村では一番大きな重要な要素になつておることに対しては、特に御考慮願ひまして、配給物資に關しての配給機構と直接の關係を持つことですから、協同組合の健全なる発達と、そして現在までやつておる仕事の弊害を是正する意味においても、是非この点を考へて九月まで延して貰いたい、こう思ひます。今日は御答弁は頂かんでも、これは政治解決で……事務的にはなしに政治解決でお願いして置いた方がよろうと思ひますから、よく御考慮の上で、一つ我々の希望を達成するように、解決の程をお願いいたします。

○委員長(補見義男君) 商工省は繊維局長と生活物資局長、安本の方は生活物資局長の末村次長、それからリンク關係の直江さん、それから生産課の竹内さん、機械課の堀さん、これだけお見えになつております。

○池田恒雄君 先程出ました実績というのを何を指しますか。

○政府委員(鈴木重郎君) これは小賣店につきましても、問屋についても同

様であります。毎月取扱つた品目の数量及びその金額等を年別に集計いたしまして検討いたしておりますが、今までの取扱高を一應実績と申上げたのであります。

○池田恒雄君 それは切符で集計されておりますか。

○政府委員(鈴木重郎君) その通りでございます。

○池田恒雄君 その切符ですが、一業者に集まつた切符実績を見まして、その実績で、それだけでその商店なら商店の経営はやり得るような状態ですか。

○政府委員(鈴木重郎君) それがいわけゆる業者数を決める場合の、品目別に取扱う金額の限度を一應推定をしておるわけでありまして、例えば綿布であれば何千万点、或いは作業衣であれば何千万点といったような、大体の小賣店なら小賣店として成り立ち得る限度のものを想定いたしまして、適限業者数を決めておるわけでありまして、即ち昨年は二千人に一店舗、消費者二千人に対して一つの店というような点を考慮して、その程度扱えば、大体平均的に言へば、配給店としても機能が發揮できるし、又事業としても成り立ち得るというところからその限度を立てて、それを基本として適限業者数を算定しております。

○山崎恒君 大体島村さんから質問されたので、それに關連してあります。先程局長の局長の御答弁では、先ず七割と三割を決定したのは暫定措置として、とにかく従来の業者の能力、資金の面或いは設備の面を十分に活用するの、大体七割を優先的に認めた、こういうようなことであります。配給登録の要項があるでございまして、その要項には登録の更新についてどういふふうになつておりますか。その点拜承したいと思ひます。

○政府委員(鈴木重郎君) ちよつと御質問の……、配給の要項において何かする……。

○山崎恒君 登録の更新について要項があるわけですね。その要項には更新は一年とか、六月とかいう規定が織込まれておると思ひますが、それはどうなつておるのですか。

○政府委員(鈴木重郎君) これは小賣店につきましても、衣料配給規則に、それらの必要に應じて期限を附することができ。又能力のない場合は取消することができるといつたような規定があるわけございまして、それに基いて運営をいたしておるのであります。昨年登録をいたしましたときには、小賣店につきましても有効期限を六ヶ月、こういう期限附で昨年の登録はいましたわけでありまして、それで實際から言いますれば、三月頃、時間的に言へば当然無効になつて来るのであります。ただ配給の現品が相当遅れておりましたので、今日まで暫定的にそれを續けておる。こういう方法を取つたのであります。

○山崎恒君 商工省の考え方、登録のために一時配給を中止しておつた。そのために再び登録の仕直しをやることは煩雜であり、非常に煩わしい手数が掛かるというので、先ず七割というものをこの際優先的に認める。かような答弁のように承知しておりますが、それで差支えないのであります。さうなことになるかと、成程商工省の考え方は、一應私共領けるのであり

ますが、ただ一方的の解釈であつて、消費者本位から考へるといふと、要するに從來登録されておるものが、必ずしも消費者に信任があるかどうかという点には私共疑問に思ふのであります。さうなために農林省關係の登録するところのものについては、殆んど六ヶ月ごとに更新しておるというやうな、例えば鮮魚介でも、或いは野菜でも、登録店は大体六ヶ月ごとに更新しておるというやうな実例があるので、商工省のみが單にこれを煩雜であるから延ばす。そうして頭から七割は既得権者を認めるという方法は、單に一方的の解釈であつて、私共が考へる範圍では、消費者は必ずしも最初信任したが、選挙ですから信任しないというやうな場合も相當あると思ひますが、それと例へば商工省としては登録されておる店舗が登録仕直しをやるという、手持品の移動というやうなことが煩わしいというやうなことに拂ふと思ひますが、配給物資については店舗に品物が着きますれば、殆んど消費者は短期間の中に取つてしまふ、こういうやうな關係で、商工省が考へておる程さうなストックは多分にある筈はないと思ひます。さうな点を私は考へて、どうもこの問題をもう少し、自由な消費者の気分というものを十分織込んで一つ考へるべきだ、こう思ふのであります。

今一つは、先程からも質問されておるのですが、今回のこの七割、三割の問題は、繊維局長の答弁では、農林省とも了解が済んで出したというやうなことを言うておるのですが、農林省の方で聴きますという、必ずしもそうではないというやうな意見も伺われる

五

のであります。この点はどうも農林省の総務局長も見えておられますが、一つお立会で御答弁を願いたい、こう思うのであります。

それと、この登録業者の資格を審査する機関でありますが、中央地方にいずれもこの審査機関があるのであります。私が、私共は消費者としまして、地方では農業者の代表、或いは消費者の代表としてそれ、農民代表も出ておりますが、中央の方では農林省がこれに加わつていないということを聞くのですが、各省から大体一名ずつの委員が出ておるにも拘わらず、殊に商工省と農林省との重要な役割を担う、而もイコール増産に関係あるところの、こうした難題を決めるのに、農林省から委員が出ていないというのは、不可思議な問題であつて、この点も一つお聴かせ願ひたい、こう思うのであります。

○政府委員(鈴木重郎君) 無論今御指摘のありましたように、現在あるものが必ずしも全面的に消費者の意向を反映しておるとは言い難いと存じますが、大体仮に千軒の小賣店がありますれば、今回残るのは七百軒であり、今後新しく登録するものが大体四百五十軒くらいある勘定になるわけでありまして、ただ七百軒程度のものは少くとも今日までの事実においては、相當需要家がそこにおいて衣料切符による仕入をしておるといふ事実は、少くともその消費者がその店舗に対して、配給店としての機能を認めて取引しておると認定せざるを得ないのであります。従つて今後今まで少なかつたところこそ、消費者の氣持が反映しておらない、そういう趣旨でその三百くらいのも

ものは更に審査をし、更に新しい新規の業者等を加えまして、例えば今日千軒ある中で七百軒は既登録で、今後四百五十軒程度のもものが新しく登録

されるわけでありますので、その際改めて自分達が希望していた店が嫌であるならば、無論外の小賣店を選定することもできるし、又御承知の通り自分が選定した小賣店でなければ品物が買えないわけではなくして、全縣下におきますすべての小賣店を自由にみずから選択ができるわけでありまして、その点は小賣店としてのそういう特定の店、自分の選定した店に拘束されるわけではございませんので、その点は今の御趣旨に大体むしる合致しておると私は考えておるのであります。それから農林当局との事務連絡の了解の問題でございますが、今までこういうふうな方式で進むことにつきましては、大體了解を得、特に異論も承わ

つておらないのでございます。

それから中央の委員会の委員の構成。これは私はちよつと名簿を持ちませんが、仮に消費者の方面として、中央の審査委員会に農林当局の方を御参加願うことが若し必要だという御意見でございますれば、この点は農林当局と打合せまして、私、入つておるのではないかと存じますが、御資商の中央諮問委員会の委員として、若し参加しておられない場合は、入れるようにしたいと思ひます。

○北村一男君 只今各委員がこども農村の立場に立つて、衣料の配給小賣店の登録問題をお話になつたのであります。その裏を返して言えば、誠に私は毎度申し上げるので恐縮でございますが、農林省の熱意が欠けておる、

こういふふうな断定が成立たんことば
 ないと思います。併しながら物を握つ
 ておる官廳というものは非常に強い力
 を持つておる、これも亦事実でありま

す。殊に衣料品など、今國民の、非常に欠乏し、希望しておる物を握つておられる官廳が強い力を持つておるということは、これは争うべからざる事実であります。そこでいろいろ各委員から希望を述べられ、纖維局長もこれを諒とされましたから、どうかその線に沿つて、でき得れば登録の遣り直し、つまりそんな七割、三割で分けて、今一遍やつて見る、こういう線で御解決願いたいと思います。聞くところによると、農業協同組合を入れて選挙をやるという、協同組合に皆投票が集まるというような御懸念があるのかのように聞いておりますが、これは或いは事實は當つておらんかも知れんけれども、併しなから集まつたらこれを優

先に選ばれたことは、私は当然の御措置と考えております。そういう線に沿うて一つお進み願いたい。これは私、何も御答弁を求めるのでなくて、希望であります。

その次に、衣料品については先ずそういう線に行つて頂くとして、ゴム製品についてお伺いしたいのですが、私、昨日実は郷里へ帰つて農業会の者に聴きましたのでありますが、配給のゴム足袋などについて、旧品と引換えでなければならんということが、今まであつたようであります。この製煉物資のゴム製品についても、旧品を引換へに出さんと貰えないというような御措置を取つておられるというのは、これは事実であるかどうか、事実であるならば、私は甚だ不都合と考えるのであ

りますが、その点について伺いたい。
それから今、衣料も非常に欠乏して
おりますが、これに劣らず欠乏いた
しておるのは、ゴム製品であります。

りヤカーのタイヤ、チューブ、それからゴム足袋、こういうものは非常に欠乏いたしておりますが、この状態で、この生産の事情で、農村に僅かの量を御配給になつて、これでよろしいとお考えになつておるかどうか、安本御当局と御意見を承りたいと存じます。

（○政府委員（細井富太郎君）） 只今の御質問のゴム製品の問題でございますが、御承知の通りゴム製品で特に農家の方に行つておりますものは、主として地下足袋であります。その外、リヤカー、自轉車のタイヤ、チューブが行つております。その外、特殊の物につきましては、特に漁業関係の方が多いと思ひますが、ゴム長等も行つており

ます。ゴム製品を配給いたします場合に、古品を回収するという関係で、今古品を更に再生いたしまして活用する意味から、古品の引換えをお願いしておるといふような状況で、物によりましては進んで参つたのであります。特にこれは強制的にやるような立場にできておりません。特に地下足袋のごときものは、なか／＼この古品の回収と申しまして、自轉車のタイヤ、チューブ、自動車、自働車のタイヤ、チューブのようになか／＼うまく行かない点もございしますが、できるだけこの古ゴムを活用するという意味から、そういうようにしております。特に強制しておるといふような筋合ではございません。尚ゴム製品の新規の増産はなか／＼他のゴム関係の需要と睨み合せて、本

年度におきまして若干の増産を期待しておりますが、十分な点に参りませんので、補修用の枠を相当確保いたしまして、本年度におきましては補修とい

う面に相当力を入れて見たいというふう
に考えておる次第でございます。特
に農材で必要とされておりますリヤ
カーのタイヤ、チューブのごときもの
は、私共といたしましても、もつと増
産したいのでございますが、これは資
材の面で申しますと、ゴムの方は現在
輸入関係が順調に行つておりまして、
若干の余裕はございますが、繊維関係
が非常に、特にゴム製品に使います
纖維製品が特に窮屈でございます。安
定本部におきましても、その点十分こ
のゴムにバランスしただけの纖維の枠
を組むということが非常に困難なよう
なことでございまして、十分な増産が
できないというふうな状況にあります
ことを御了承願いたいと思つのであり

ます。

○北村一男君 私は今古品の例を採つたから、古品に主とした御答弁を頂いたやうであります。自轉車の新品も最近はやんど配給がないのであります。農村では非常に必要としたしております。それから私のお尋ねしたのは、農村にこれだけの量を配給して、そうして他の面でバランスがとれて、それで十分だとお考えになつておるかどうか。その点もう一遍お答え願いたいと思います。

○政府委員(細井富太郎君) 私共、生産をして供給しておるものの側から申しまして、各需要部門のお話を承わりました。農村関係は特に十分でない、非常に困つてゐるということを承わつておるのであります。できるだ

そ、消費者の氣持が反映しておらな
い、そういう趣旨でその三百くらゐの

に私は毎度申し上げるので恐縮ござ
います、農林省の熱意が欠けておる、

は事実であるかどうか、事実であるな
らば、私は甚だ不都合と考へるのであ

ゴム製品の新規の増産はなかく、他の
ゴム関係の需要と調ひ合せまして、本

い、非常に困つてゐるということを承
わつておるのであります、できるだ

け安本とも打合せまして、その枠の増
大に協力したい、こういうふうに考へ
ております。併し大体安定本部におき
まして、各部門別の枠を策定されまし
て、全体のバランスをいたしまして
の見方は、ちよつと私共からお答えい
たし兼ねるのであります。

○説明員(木村武君) 只今御指摘のよ
うな状況にある、殊にゴム製品につ
きましては、非常に困つておるというこ
とを私共、聞かされておるものであ
りまして、特に本年度は、先般ちよ
つと保留いたしました、リンク物資
の配給計画におきまして、圓期的
にゴム製品に特に重点をおきまして、
今度は何が一番殖えたおきまして、
ゴム製品関係が一番殖えておるのであ
ります。数字を挙げて申し上げますと、
麦、馬鈴薯の供出リンク物資は昨年は
三十万足、今年は六十五万八千足、
米、諸の供出リンク物資は、昨年は八
十五万七千足でありましたが、今年は二
百八十万七千足、約四倍以上供給し
ております。その他薪炭、加工炭など
におきましては、昨年は十三万六千三百
足でありましたが、これを四十万足、
合計いたしましたリンク物資は、石炭
関係も入つておりますが、昨年は二百
七十六万九千三百足でありましたもの
を、今年は約三倍近くの六百五十七万
六千一百足、こういう数字に殖やして
おります。その他のゴム靴、それから
自動車タイヤ、チューブというよう
なものにつきましても、今生活物資局
長からお話ございましたように、ゴ
ムにつきまして、非常に重要な再生産
物資であるということを強調いたしま
して、それが認められまして、相当ゴ
ムが入り過ぎたと言つてはおかしいの

であります、むしろ予定よりもうま
く行つておるので、却つて今度は機械
製品で困るというくらいになつたので
あります。そういうふうな状況であ
ります。

それからもう一つ、お尋ねの他の部
門とのバランスの問題でございますが、
これは実は極端に申ししますなら
ば、今申上げました関係で、殆んど
ういゝゆるリンク物資関係に地下足袋
などは大部分が取られるというよう
な状況になつておるのであります、而
も今の農産物の供出関係にその中の約
半分が参るわけでありまして、バラン
スが取れて、而も重点が相当置かれて
おると、こういうふうな御了解願ひたい
のであります。

○北村一男君 そうすると、今後増産
になる分について、農村に相当量配
給になるという御氣持と解してよろし
うございませうか。

○説明員(木村武君) さようでござ
います。

○岡村文四郎君 大分長いこと各委員
から配給物資、殊に衣料品について北
村さんからも御熱心にお尋ねがあり、
機械局長から御答弁がありました。私
先ず以て先に信念をお話申し上げたい。
それは御承知のように、農村が各方面
から處けられてゐる。殊に政府からは
如何なる状態に置かれても、農村は
げられる目標になつてゐるものはない
と思ひます。そこで何とかこの面を多
少共緩和して貰うべく努力をいたして
おりますが、まず、深刻の度を加え
て、一向それが軽くなるようになつて
おらんのであります。そこで先程農林
大臣からのお話、農村に金があると
か、ないとかいふ見方を或る方面でし

ておるようで、非常に迷惑を被つ
て、その資料の蒐集に奔走いたして
おるようであります。二年の間に農村
を裸にしたのは衣料物資であります。
それと本年の所得税によつて農村は殆
んど裸にされたのであります。それは
所管省で威張つて擧つておられる商工
省の甚だ監督不届のために、かよう
な現状になつてゐることは見逃がし得
ない事実であります。そこで今度指定
配給店に對します登録制の問題で、
七、三といふことを今度の更新期にお
示しになり、その準備をされておるよ
うであります、私は腹の底からこれ
は断然認めることができない。如何な
ることがあつても全部元通りに、当然
元通りにすべきであると考えておりま
す。それは全部とは申し上げませんが、
私の知つておる範囲には、登録店にな
りたくて突に奔走した。丁度金のある
候補者が地方議員、或いは國會議員に
立候補したと同じであります。いや風
呂敷を持つて行く、シャツを持つて行
く、足袋を持つて行く、靴下を持つて
行くといふふうにしたものは、実に今
見てみると、あんなのが一体配給店だ
らうかと思はれるやうな配給店があ
る。そういう元々衣料の配給をしてお
つた者がオミットされて、轉業してお
るといふものが相当あります。実にそ
れは指定店としては駄目なんだ。今度
は精々十分に監視をし、監督をして、
そうして選挙をすべきであると考えて
おります。そこで農村は主として協同
組合に指定をして貰うべく考えており
ますが、どうも今までの機械局長の
御答弁をよく考へて見ますと、腹の
底から、口では協同組合であらうと、
一般業者であらうと点数の多い、地方

の人の要望のある者は入るんだと、こ
うおつしやつておりますが、どうも本
当に聞いて、それでございませうかと安
心するわけに行かぬのでございませう。
なぜかれば、七、三の割合でやりま
すと、三に對する歩増しをして、四十
五の割合になるやうであります、こ
れには相當の数の制限があります。今
度の日本全國の協同組合が立つて、指
定をして貰うべく奔走をいたします
と、その数からオミットされることは
事実であります。そこでそういう紛わ
しい、腹の底にどうしても何かあると
いふことを見ながら、言葉の先でござ
いませうか、これを黙つておつてはいかん。
これはどうしてもこの際全部解消し
て、総選挙を行なつて貰うことができ
るかできないかお伺ひいたします。そ
れからあらゆる面に、農林省は農村に
関係いたしますことは相談して貰うこ
とになつております。今まで聞いたと
ころでは、單なる諮問機関のやうな扱
いで、こういうやうなことでは誠に困
つたものであります。そこで安本もし
つかりしてやらなければいかん、公正
な立場で判断してやるのが今の安本の
立場であります。機械局長のやうに、
そういうのでん／＼押したのでは、
これは立つていかん、商工省も安本も
いかんと思ふ、農林省も駄目、そうい
うことでなく、本當にどこから見て
公正な立場で、万民が見て當然なりと
いう処置を取る意思があるかどうか、
それをお伺ひいたします。

○政府委員(鈴木重郎君) 農村衣料の
配給確保につきましては、先般來機
御説明がございまして、私共もこの安
本の計画によりまして、御承知の通
り極めて重点配給をしておることは當

然であります。今回の衣料小賣店登録
更新追加につきましては、先般も申上
げたやうな経緯で、今日のところ全面
的な総選挙をするところまでは考慮
いたしておらないのであります。先程
説明申し上げたやうな趣旨で、現在手
続を進めておりますことを御了承願
ひたいと思ひます。

○岡村文四郎君 そうしますと、特に
急を押しつけて置きますが、相當の数を
得ました協同組合は四十五にならうと、
五十にならうと、これは指定配
給店として貰えるか貰えないかを
きりお伺ひしたい。

○政府委員(鈴木重郎君) これは先程
申した通りの、適限業者の数を一應想
定いたしております。昨年のように大
体二千人一店舗といふ大體の基準を持
つております。その限度内で、今申し上げ
ましたやうに、現存の新規に登録する
ものが大體四割五分くらいに相當する
わけでありまして、その範囲内におき
ましては、得票が集まつたものは當然
登録されるわけでありまして、又一定
基準に達しない投票数の少かつた場合
におきまして、地方長官が各農村の
配給機関として適當だと認定した場合
には、その得票の數に満たないもので
も當然登録することになつておるわ
けであります。

○岡村文四郎君 山崎さんからお話
になつたことですが、昨日機械局長は
だおいでにならないで、課長がおいで
になり、課長ははつきり、衣料物資の
配給については、まだ議が纏まつてお
りませんとおつしやつております。総
務局長のお話では、協議が纏まらな
ければ、主管省が勝手にやりになるだ
らう。こういうお話でありましたが、

昭和二十三年六月二十八日

七

(344)

安本ではこれをどう考えておるが、そういう議論が起らないというので、安本はその通りやつておるが、なつておらんと思う、安本はそうかと云つて、木村次長は黙つておつては困る。

○政府委員(木村武吉) 私逃げるわけでごさいます、私の方には次長が二人おりまして、繊維品関係は私はやつておられませんので、抽象的お答えしのできないのですが、おつしやる通り各省の調整をやるのが私共の役所でありますので、この問題は非常に重要な問題でございまして、私共の方でもいろいろ問題にいたしております。もう一度よく農林省、商工省とお話合ひたしたいと思ひます。

○岡村文四郎君 尙一層お願いして置きます。お聞きの通りのわけで、私はこのままで行くと、農材の配給についても負担だと考えておりますし、遺憾なく一つ商工省、農林省と安本で、決して不都合のないように、このことを重ねてお願い申し上げて置きます。

○政府委員(平川守吉) 只今お話をございまして、衣料品の配給につきましましては、商工省の方からも御相談を受けまして、これに対しては需要者の又農材の立場からいたしまして、いろいろ意見を申し上げまして、我々の希望する点も相対に入られてきておるわけでありまして。併しながら勿論商工省としてのお考えもありますので、その間においては、私共の申すことが全面的に必ずしも採入れられるわけでないと思ひますというのを申上げたわけでありまして。只今の案におきましては、小賣店舗の問題については一應職維局長からの御説明があつたようなやり方で、協同組合として大体的目的

は達成するじやないかということで話を附けております。尙その他御覽等の問題につきまして、こちらの意見のまだはつきり採入れられない部分もあります。そういう点についても尙商工省と折衝いたしております。その点について恐らく総務課長が決つておらんということをおしめたかと思ひます。又我々の方から運用の実際について、いろいろお話ししたことは確かであります。

○山崎恒君 農林省の総務局長にお聞きしようと思つたのですが、今の御答へで、御相談があつた、大体了承したというふうなお話であるし、協同組合が大体この選に入るだろうというふうな御説明ですが、そうしますと、商工省の七割、三割というの、総務局長は農林省としてこれを了承したかどうか、この点はつきり一つお聞きしたい。

○政府委員(平川守吉) 七割、三割というの、先程御説明がありまして通り、実際の票数が殖える関係において新たに登録する店舗の数は非常に殖えます。実際において四割五分程度に行くだらうというふうなことからいたしまして、政府としては、協同組合の實力のあるものに相当数、殆んど我々の希望する程度登録し得るであらう、それだけの余裕の数は十分新規の登録数があるだろうというふうな考えまして、小賣店の問題については了承いたしました。

○山崎恒君 総務局長は、総務局として希望する程度は入り得るだろうというふうなことをおつしやるのですが、そうしますと、大体どの程度の数が入る見込か、そのお見込を御説明願ひたい。

○政府委員(平川守吉) 只今の新らしい登録をいたします店舗の数は、二万数千に確かなると存じます。協同組合の数から考えまして、この中で一万程度のものが入ることはできるじやないかというふうな考えをしております。

○池田恒雄君 重ねて繊維局長にお伺ひしたいのですが、話が細かいので甚だ迷惑かも知れませんが、先程の繊維局長の説明では、大体二千人くらいのものを一店が取扱うというふうな数を目標として計画配給をやつたわけでありまして。ところがその前に、繊維局長が説明された時に、今までそういうふうにして登録された商店の中には、反物を一反も賣つておらないような店もあつたというふうな説明であつたのでございまして。すると大体私は局長の説明では、二千人に一店舗というふうなことで、大体これで経営は立つて行くもので、これは要するに一戸前のお得意で、一戸前の店が立つところの一つの配給品があるのだと思つたのですが、そうすると、大体どの店も多少の甲乙があつても、全然実績が落ちて行くというふうなことはないのじやないか、計画配給であるならば、そういうことがないのじやないか、こう思ふのです、どういふ関係から、そういう落伍者が出て来るのですか。

○政府委員(鈴木重郎君) 小賣店の数は、先程お話のような基準で決めたのであります、小賣店でありながら、一点も物件を扱わなかつたというふうな数字を申し上げたのはございませぬので、案外等というの、卸賣業者に於いての事例でございまして、小賣店の配置につきましては、大体消費人口の分散配置、人の数といったような点を

考慮して地方長官で選定するのであります、先程申し上げた通り、消費者は自分の選定をした小賣店からのみ品物を買うのではなくして、やはり自由に選択をして買うのであります、で、やはりサービスのいい、能力のいい、優秀な品物を円滑に配給して呉れる店を選定するのは当然でありまして、その結果数量に差が出て参つております。殊に同じ店におきましては、優良な店では数万人、或いはそれ以上の顧客が集まつておるところもございまして、又極めて少い店もあるわけでありまして、それはやはりその消費者等の選定によりまして、自由小賣店を決めますので、おのずからその差が出て来るというのでございまして。ただ東京都におきましては、自己の登録した店以外では買えないという暫定的な措置を取りましたが、これは本年度から全国的に同様に、どの店でも買えるという方式を取ることにいたしましたのであります。つまり消費者には買うべき店を制限する、他の面からは買うべき店を制限する、他の面から制限するということは、今日のところ法規的根拠もありません、今日のこと、そういう意味からやや行き過ぎであつたとも考えられます、東京都におきまして、本年は自由に小賣店を選定することができるよういたしました。

○政府委員(鈴木重郎君) 衣料小賣店につきましては、無論専門店もございまして、他の商品と兼営をいたしておるものもございまして。又これを扱う品目にいたしましては、品種によつて特定の専門のものもあり、廣く衣料品全般に亘る店もありまして、これは必ずしも一定をしておりません。能力の判断は昨年度におきましては、小賣店にいたしましては、或いは問屋の選定につきましては、その例えは資本金或いは店舗の設備、倉庫の設備の内容、或いはその会社を構成しておる職員、例えは衣料専門の知識経験者が従業員として確保されておるかどう

か、それから資力、信用の問題でございまして、例えは金融機關方面との信用の程度如何、或いは取引先、即ち生産者、或いは消費者との取引の状況の判断、そういうふうな総合判断から、小賣店としての能力ありや否やということをしたのであります。

○池田恒雄君 次にお伺ひしたいのは、鉱山等に切符外の特別配給がありまして、あれの配給がどうなつておるかという点と、それから全国の登録した小賣店の数を一つと、もう一つは都会たると、農村たつとを問はず、店の数は同じかどうか、この三点をお伺ひします。

○政府委員(鈴木重郎君) 工場、鉱山等に、切符によらずして配給した衣料品はございませぬ。それから小賣店の数でございまして、これは大体におきまして、農村も地方も通じまして二千人に一店舗という基準で決めたのでありまして、従つて場所的に言いますれば、同一市町村内にも沢山のものがあ

維局長からの御説明があつたようなやり方で、協同組合としても大体の目的

を見込か、そのお見込を御説明願ひた

配置につきましては、大体消費人口の分散配置、人の数といったような点を

の説明で、その店の能力というのほどいうことを指しておりますか。

ば、同一市町村内にも沢山のものがあ

うことは当然でございます。総数は大

一定のいいところの市街地に切符が集

要者がその店に集まる。一般品であ

なかつたからと言って、その店のサー

量の余地がないのです。

体三万八千でございます。これはいわ

中されて行くと思う。これは明らかに

ばその近くのお客さんしか集まらんと

こと、或いは金融能力がないというこ

〇政府委員(鈴木重郎君) 裁量の余地

ゆる登録によりまして選定したのであ

ことだと思ふ。ところが農村のような

いうことによつて、自然にそれが行な

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

りますが、それ以外に先程お話しにな

われて来るわけで、ただ制度として

は、特に専門で特殊品目を限定した小

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

ましたように、農業者が約一万三千ば

合が考えられる。この点は都会でも同

一般衣料品店として登録いたしますの

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

かりあります。ただその農業者の約一

じことですが、農村の場合明瞭に出て

で、すべての衣料品は或る業者が扱ひ得

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

万三千の中の三千は、本来の一般衣料

来るのじやないか、こういうふうによ

る。ただ併しおのずから農具は農具、

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

小賣店として従来扱つておつたもので

から、どこでも同じような数であつて

から特異な専門的な品目があるという

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

あります。

よいということにはなつて来ないの

ををををををををををををををを

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

〇池田恒雄君 都会も農村も同じ率で

すね。これは少し問題じゃないか。都

会と農村の店舗の持ち方が同じとい

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

〇政府委員(鈴木重郎君) その点につ

いては、私は御質問の趣旨を了解し兼

別に分れておることは当然であります。

〇池田恒雄君 そうすると、その店の

ねるのですが、要するに配給店として

は、二千人に一つあれば大体配給でき

けでは尺度にならなわけですね。そ

〇池田恒雄君 では農村では、この数

るだろう、こういう程度でございまし

て、どういふ点に問題があるか、分り

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

兼ねます。

〇池田恒雄君 数量の計算としては、

私は余りそういうことは専門でありま

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

せんから、そういう数の出し方は分り

ません。つまり二千人に二店舗の一

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

戸前の、つまりお得意として一つと

れば、それはそれで結構です。併しこ

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

れは平均であつて、ところがそれを登

録した結果において、第一点に説明を

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

頂いた通り、実績の挙つたものと、そ

れから下つておるものとがある。こ

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

れはその商店の立地的な関係にあると

思ふ。それはそれでよろしい。そうい

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

うと出て来ておる。これはその消費者

のおるところの立地的な関係によつて

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

商店のあり方が變つて来ると思ふ。そ

うすると都会のような場合には、確かに

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

優勝劣敗で、東京は昨年自由な選択を

許さなかつたから、その実績は現われ

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

なかつたのでしようが、どん／＼或る

一定のいいところの市街地に切符が集

要者がその店に集まる。一般品であ

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

〇池田恒雄君 数量の計算としては、

私は余りそういうことは専門でありま

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

せんから、そういう数の出し方は分り

ません。つまり二千人に二店舗の一

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

戸前の、つまりお得意として一つと

れば、それはそれで結構です。併しこ

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

れは平均であつて、ところがそれを登

録した結果において、第一点に説明を

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

頂いた通り、実績の挙つたものと、そ

れから下つておるものとがある。こ

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

れはその商店の立地的な関係にあると

思ふ。それはそれでよろしい。そうい

〇政府委員(鈴木重郎君) 結局需要家

ここでどうにもならんのだから、それはいいとして、いいかい、もう一つ大問題なんだ。それはね、先づきのあなたの説明から言うと、二千人の基準というものができておるといふことになる。消費組合、購買組合というやつ、これは二千人の消費者を組織化した場合には、法律の形式論は別だ、法律の形式論は別だが、実質論としては、自動的に配給店たる権利が発生するのだね、そういうことになりませんか。あなたの配給の根本的理論から言うと、法律の形式論は別だ。

○政府委員(鈴木重郎君) お答えするのですか。

○池田恒雄君 ええ。

○政府委員(鈴木重郎君) 当然登録小賣店にはならないのでありまして、これは実質的に、今お話しのように、登録申請の更改等の際において、そういう登録の基準を仮に二千点というように基準を決められた場合においては、今申し上げたようなその得票が仮に二千点あれば、それを登録するだけであって、登録の更改、或いは登録をするという時期がない限りは、当然その消費組合が衣料小賣店になるということとは考えておりません。

○池田恒雄君 それは形式論だ、俺は実質的なことを聞いておるのだよ。それは形式論だ。実質論を聞いておるのだよ。法律はそう規定しておるが、実質はそういうことを狙っておるのじやないかと思うのです。

○政府委員(鈴木重郎君) その通りです。

○池田恒雄君 それならば……。

○委員(橋見義男君) 速記を取る関係があるから、発言を求めて下さい。(笑)

○池田恒雄君 それならもういう制度を立てるというのを考えなければならぬが、今の法律の形式の通り押して行かなければならぬのですか。法律を改正するとか……。

○政府委員(鈴木重郎君) 結局適限業者数の決め方として、そういうふうな、すでに現在そういう住民としては自己の選定した登録店があり、又それに対する配給店として、当然それだけの所定の数が予想され、又それに対して配給店としての機能を發揮できるといふことを予定しておりますので、その中の一部が仮に消費組合という形で脱落して行く場合は、それだけ得票数が減つて行くわけでありまして、適限経営という、店の数が減る必然的結果は出て来ない。

○池田恒雄君 形式論を言つておるのじやない。それからね、その方式で行くと、ええかい、店、それから非常に場所のいい店とか、立地的な条件のいい店とか、そういうふうなところが残る可能性が……それ、七割という限定をしながら……そうすれば私は余りその一部の少数の業者だけを擁護することになるのじやないかと思ひます。そういう欠点はありますか。そういう様式で行く……。

○政府委員(鈴木重郎君) 決して業者の擁護という観点から考えておるのでは全然ございません。しほ、先般來申上げましたようなところで、配給機関としての機能が發揮できるかどうか、消費者のために便益であるかどうかというのを考えて、その結果として立地的条件がいいというところは、消費者にいいという、消費者にも便利であるというふうなわけでありまして、

それによつて既存業者を擁護するといふ考えは全然考慮してありません。

○池田恒雄君 結果としてはそういうことになるのじやないかね。實際上商賣のやれない人が出て来るのだから、そういうことが結果として出て来る。もう一つは、今はね、食糧の計画生産に関する法律の審議をやつておつて、この問題がその過程において問題になつておるのだが、食糧の計画生産をやる場合、こういうものは計画物資の中に入る。その計画物資の配給というところ、商工省当局の物の配給というところとは、何か考慮して立案されておるのですか。こういう法案が出るとか、出ないとかいうことを無考慮に、商工省はいろいろ配給計画を立てるのである。これはこの法案とは直接絡んで大きな問題になるのですか。

○政府委員(鈴木重郎君) 現在審議されておる法案とは、この配給制度は関係がございせん。この制度はすでに從來から実行しておるものであります。ただ新しく法案が実施され、それに基いて配給制度が新規に考慮される場合において、從來の既存の制度と、その調整を図つて行く……ことは当然でございまして、この点について必要な考慮は十分いたしたいと考えております。

○小崎恒君 非常に複雑な問題で御座る切な答弁を得たのであります。結局この七、三の問題については、農林省の総務局長も一應は了承したというふうな点を伺つたのであります。先ず第一に、これは答弁を要しませんが、希望意見で申上げますが、地方廳に七、三の問題で、商工省から通牒を出してある写しを一つ御配布願ひたい。

い。それが一つ。それから大体七、三の問題は窮極するところの答弁の要旨では、非常に登録の点について、すでに第一回のときに実施したときに六ヶ月も配給停止をいたしておつて困難を呈した。そのために今回これをやるというところ、御意見を招く、そういう裏があるのか、こうした方法を採用したというふうな御意見でありすが、先程私が質問申し上げましたように、私共といたしましては、強ち消費者が必ずしも領いておる……この方法じやないだらう。とにかく消費者としては一回登録して見たが、一回やつて見たがサービスが悪い、あそこは不親切だ、或いは品物がないというふうなことで、登録を仕直したいという希望者もあると思ひますので、とにかく願ひくばこの通牒を出したのであります。これを一つ延期するような方法を御研究願ひたい。これは希望意見であります。そういうことによつて、一つ今少し研究をして頂いたらどうか、こういうふうな希望を申上げるのであります。それと農林省の方にも希望いたしますが、こうした問題については、現在は主管省の商工省が持つておるのでありますから、先ず一つこちらから、積極的に商工省から声が掛からなくとも、農林省としては、そうした問題はとにかく農民の立場から一つ積極的に商工省に呼び掛けて、農林省の意見を反映するような方法を採用して頂きたい、さうなことでないというところ、各省ごとに分裂したおの／＼政策を取られることは、消費者として農民として非常に迷惑する、かように思ひますので、とにかく機軸の問題につきましても、商を作るのがやはり百姓であつて、結局これが加

工されたものが商工省に握られるというふうな立場で、とにかく元を作る農民の氣持を買つて頂いて、でき得れば一つこの点を御研究願つて、延ばせるなら延ばして頂きたい。

○委員(橋見義男君) では、本日はこの程度で散会いたします。明日は本會議がなかつたら、午前十時からやります。

午後五時三十分散會
出席者は左の通り
委員
橋見 義男君
太田 敏兄君
門田 定藏君
羽生 三三君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 亀七君
平沼彌太郎君
佐々木鹿藏君
竹中 七郎君
石川 準吉君
宇都宮 登君
岡村文四郎君
島村 軍次君
寺尾 博君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村眞一郎君
山崎 恒君
板野 勝次君
池田 恒雄君

- 政府委員
農林政務次官 平野善治郎君
商工事務官(兼維局長) 鈴木 重郎君
商工事務官(生活物資局長) 細井富太郎君

(笑)

あるというふうなわけでありすが、

を出してある写しを一つ御配布願いた

細の問題につきましても、蘭を作るの

商工事務官(生 細井富太郎君
活物資局長)

農林事務官(総 平川 守君
務局長)

農林事務官(大 加藤 泰守君
臣官房文書課長)

農林事務官(総 木村 武君
務局長)

六月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、農業改良助長法案(第九十九号)

一、獸医師会及び製蹄師会の解散に

一、家畜傳染病予防法の一部を改正

同日予備審査のため、本委員会に左の

事件を付託された。

一、種畜法案(予第百八十七号)

種畜法案

(法律の目的)

第二條 この法律において「種畜」と

は、牛、馬その他政令で定める家畜の種雄であつて、その飼養者がこれを種付(人工授精を含む。以下同じ)に供用する目的で主務大

臣から証明書の交付を受けているものをいう。

2 この法律において「飼養者」とは、家畜を飼養管理する者をいう。(証明書の交付)

第三條 主務大臣は、前條第一項の証明書の交付の申請があつた場合には、その家畜について検査を行い、傳染性の疾患(以下疾患という)を有しないものにつき、その飼養者に対して証明書を交付する。

2 前項の証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を示すべき事項を記載する。

3 第一項の疾患の種別並びに証明書の交付の申請及び検査の手続、証明書の有効期間その他証明書の交付に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

(種付の禁止)

第四條 種畜でない牛、馬その他政令で定める家畜の雄又は第六條の規定により証明の効力を停止された種畜は、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

2 種畜は、疾患にかかつていないことを知りながら、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

(疾患の検査)

第五條 主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めた場合には、省令で定めるところにより、種畜検査委員会をして種畜について疾患に關する検査を行わせることができる。

2 前項の規定により、種畜検査委員が検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

(証明の効力の取消又は停止)

第六條 主務大臣は、前條第一項の規定による検査の結果疾患にかかつていないと認められた種畜について、省令の定めるところにより、第三條の証明書の証明の効力を取り消し、又は停止することができる。

(種畜の飼養者の義務)

第七條 種畜の飼養者は、当該官吏若しくは吏員又は種付を受けようとする家畜の飼養者その他省令で定める者から要求された場合には、その種畜の証明書を呈示しなければならない。

2 種畜の飼養者は、種付した家畜の雌の飼養者から種付証明書の交付を要求された場合には、正当の事由がなければ、その交付を拒むことができる。

3 前項の種付証明書に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

(家畜登録協会)

第八條 家畜の所有者又は飼養者は、家畜登録協会を設立することができる。

2 家畜登録協会は、法人とする。

第九條 家畜登録協会は、家畜の改良を図るため、種畜又は家畜の血統、能力及び体型について、登録審査委員の行う審査に合格したものを登録し、その他必要な事業を行うことを目的とする。

2 前項の登録審査委員、審査、登録その他に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十條 家畜登録協会は、その名称の中に、家畜登録協会又は家畜の種類の名称を冠する登録協会という文字を用いなければならない。

2 家畜登録協会でないものは、その名称の中に前項に掲げる文字又はこれに類似する名称を用いてはならない。

令でこれを定める。

第十一條 家畜登録協会には、この法律に定めるものの外、民法(明治二十九年法律第八十九号)の社團法人に關する規定を準用する。

(家畜の移動又は殺の制限)

第十二條 主務大臣は、種畜の確保に關し特に必要があると認めた場合には、家畜の飼養者に対し、地域並びに家畜の種別及び年齢を指定し、移動又は殺の制限に關し必要な命令を発することができ

2 主務大臣は、政令の定めるところにより、前項の権限の一部を都道府県知事を委任することができる。

(罰則)

第十三條 第十二條の規定による命令に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第十四條 第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

第十五條 第五條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第十六條 第七條第一項の規定による証明書の呈示を拒み若しくは忌避した者又は同條第二項の規定による種付証明書の交付を拒み若し

くは忌避した者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第十七條 第十條第二項の規定に違反した者は、これを三百円以下の過料に処する。

附則

1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令でこれを定める。

2 政府は、當分のうち、政令の定めるところにより、島を指定してこの法律の全部又は一部を施行しないことができる。

3 第十二條の規定は、この法律の施行の期日から二箇年を限り有効とする。但し、同條の規定の有効期間内にした行為に対する罰則の適用については、第十三條の規定は、その期間経過後も、その効力を有する。

4 種牡牛検査法(明治四十四年法律第四十二号)及び種馬統制法(昭和十四年法律第七十五号)は、これを廢止する。

5 この法律施行の際、現に種牡牛検査法の規定による種牡牛であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなし、同法第二條の規定による証明書は、これをこの法律の規定による証明書とみなす。

6 この法律施行の際、現に種馬統制法の規定による種馬であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなす。

7 馬匹去勢法(明治三十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「種牡馬又は候補種牡馬」を「種畜法ニ依ル種畜」に、同法第四條中「種牡馬又は候補種牡馬」を「種畜ニシテ其ノ指定ヲ取消サレ又ハ指定ノ効力ヲ失ヒタルモノ」と、種畜法ニ依ル種畜ニシテ其ノ證明書ノ証明ノ効力ヲ取消サレタルモノに、同法第九條中「種馬統制法中種牡馬又は候補種牡馬ニ關スル規定」を「種畜中種畜ニ關スル規定」に改める。

六月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、元和村の麦供出割当に関する請願(第千七百十号)
- 一、栗橋町の麦供出割当に関する請願(第千七百十一号)
- 一、林業の振興に関する請願(第千九百十五号)
- 一、王子農林株式會社所有山林の農地委員會買收措置に関する請願(第千九百十九号)
- 一、佐賀縣白石北部用水改良事業費國庫補助増額に関する請願(第千九百号)
- 一、農林工業の振興に関する請願(第千二百一十号)
- 一、自作農創設特別措置法による開墾行政と林野行政の両立に関する請願(第千二百一十四号)
- 一、山林關係事業予算増額に関する請願(第千三百三十五号)
- 一、愛媛縣の山林關係事業予算増額に関する請願(第千三百三十六号)
- 一、教育施設の完備並びに住宅難解消のため農地調整法の緩和に関する請願(第千七百十号)
- 一、徳島縣燒畑式つまた栽培地の

非農地認定に関する陳情(第五百二十七号)

一、群馬縣下のひょうろ害緊急対策に関する陳情(第五百三十一号)

一、農林省畜産局存置に関する陳情(第五百四十四号)

一、水害耕地復旧事業費國庫補助増額等に関する陳情(第五百六十号)

一、觀光地の自作農創設特別措置法の適用除外に関する陳情(第五百七十六号)

一、薄油自給体制確立に関する陳情(第五百七十八号)

第千七百十号 昭和二十三年六月十四日受理

元和村の麦供出割当に関する請願

請願者 埼玉縣北埼玉郡元和村 長 中村林藏

紹介議員 小川友三君

埼玉縣元和村は昨年関東水害中心地で、大水害のため麦作は大減収となつたから、供出割当量を減らされたいとの請願。

第千七百十一号 昭和二十三年六月十四日受理

栗橋町の麦供出割当に関する請願

請願者 埼玉縣北埼玉郡栗橋町 長 池田保次

紹介議員 小川友三君

埼玉縣栗橋町は昨年の関東大水害のため、麦作不振であるから、本年の麦供出割当を減らされたいとの請願。

第千九百十五号 昭和二十三年六月十六日受理

林業の振興に関する請願

請願者 福島市大町五〇福島縣 林業会長 大竹作摩

紹介議員 橋本萬石(前門君)

戦時中森林伐のため森林の荒廢はなほだしく、ために國民は水害の脅威と住宅、燃料等生活不安にさらされ、又將來の林産物の需給關係にも悪影響を及ぼすので、國土の荒廢防止と資源増進のため、早急に造林治山方策を講ぜられたいとの請願。

第千七百十九号 昭和二十三年六月十九日受理

王子農林株式會社所有山林の農地委員會買收措置に関する請願

請願者 東京都中央区銀座四ノ三王子農林株式會社專務取締役 原耕太

紹介議員 宇都宮登君

王子農林株式會社所有の山林十五町余に對し市町村農地委員會は、同一期日に、わさくA地区B地区の二つに分割して、面積を同委員會の権限内に入れ、右山林を買收しようとしているが、この措置は合理的でないから、法の維持と悪用防止のため適當な措置を講ぜられたいとの請願。

第千九百号 昭和二十三年六月十六日受理

佐賀縣白石北部用水改良事業費國庫補助増額に関する請願

請願者 佐賀縣杵島郡白石町長 佐賀縣白石北部用水改良事業費國庫補助増額に関する請願

請願者 佐賀縣杵島郡白石町長 佐賀縣白石北部用水改良事業費國庫補助増額に関する請願

紹介議員 小林勝馬君外二名

佐賀縣下の穀倉である杵島郡白石地方の水田二千五百町歩に對するかんがい用水確保のため、用水改良事業が昭和十六年から縣營で着工されているが、経済界の奨励、努力の不足等のためまだ工事の半ばにも達しておらないか

ら、現在五割の國庫補助を七割に増額して、昭和二十五年度に事業を完成せられたいと請願。

第千二百二号 昭和二十三年六月十七日受理

農村工業の振興に関する請願

請願者 富山縣副知事 高辻武邦

紹介議員 小川久義君

この請願の趣旨は、第四百八号と同じである。

請願者 松山市三番町二愛媛縣造水治水協會長 青木重臣外三名

山林は、戦時中よりの濫伐とその後の造林不振、開墾の行過ぎ等のために極度に荒廢して愛媛縣下において各地に水害、かんがい用水の不足等の被害はじん大である。この災害の防止対策は、日本再建上緊急を要するから予算を増額せられたいとの請願。

第千七百十号 昭和二十三年六月十九日受理

教育施設の完備並びに住宅難解消のため農地調整法の緩和に関する請願

請願者 門司市議會議長 栗林力太郎外八名

紹介議員 島田千壽君

新學制による義務教育制中小學校校舍の新築敷地を得るに當つて、農地調整法の規定により自由にこれを求めることが困難であるから、公の復興工事に對しては、容易に建設用地を開放できるように農地調整法の緩和を図るか、或は二事に對抗のできる新しい法律を制定し又教育施設の完備と住宅難解消について特別の処置を講ぜられたいとの請願。

第千二百七号 昭和二十三年六月十四日受理

徳島縣燒畑式つまた栽培地の非農地認定に関する陳情

徳島市かちどき橋一ノ二三徳島縣森林組合連合會長 大久保基吉

徳島縣の三また栽培は、林地に燒畑作とともに種植するのみで植付後三年目

一、徳島縣焼畑式みつまた栽培地の
 林業会長 大竹作摩
 徳島縣の三また栽培は、林地に焼畑作
 とともに密植するのみで植付後三年目
 絶産界の變動、労力の不足等のためま
 だ工事の半ばにも達しておらないか
 る請願
 愛媛縣の山林関係事業予算増額に關す
 る請願

ごとに收穫し三回收穫後は、雜木林又は杉ひのき林としている。従つて耕作又は施肥をしないのであるが、縣農地部は、三またを農産物として又栽培地は、農地であると主張して開拓地編入を奨励している。これは誤つた行き過ぎであるから、徳島縣下の焼畑式三また栽培地は農地でないことにされたいとの陳情。

第五百三十一号 昭和二十三年六月十四日受理
 群馬縣のひよう害應急対策に關する陳情

群馬縣農内、群馬縣町村会長 生方誠外千七百四十九名
 この陳情の趣旨は、第四百五十九号と同じである。

第五百四十四号 昭和二十三年六月十五日受理
 農林省畜産局存置に關する陳情

農林省畜産局池袋三ノ一四二一 東京都豊島区池袋三ノ一四二一 関東信越地区農師会協議会内 杉浦要蔵
 農林省畜産局は、畜産業並びに養蠶業の發展上絶対に必要であるから存置せられたいとの陳情。

第五百六十号 昭和二十三年六月十八日受理
 水害耕地復旧事業費國庫補助増額等に關する陳情

山形縣農會議長 加藤富之助外 六名

昭和二十二年の水害耕地復旧事業費に對する國庫補助は、僅かに十二パーセントであるので復旧の完へきを期することはできないから大幅に増額するとともに土地改良事業費に對しても國庫補助をせられたいとの陳情。

第五百七十六号 昭和二十三年六月十九日受理
 觀光地の自作農創設特別措置法の適用除外に關する陳情

東京都千代田区丸ノ内一ノ二社 國法人全日本觀光連盟会長 松平恒雄
 自作農創設特別措置法の推進により、全國觀光資源が損される恐れがあるのは國家の損害が大いから、同法の實施にあたり、觀光資源の保存保護に適當の措置を講ぜられたいとの陳情。

第五百七十八号 昭和二十三年六月十九日受理
 醬油自給体制確立に關する陳情

鳥取縣農會議長 中田吉雄
 鳥取縣内の醬油需要量の内、縣外の野田關西工場からの移入は極めて不円滑であるため縣内消費者は多大な迷惑をうけ、働く者の生活を不安に陥らせている現状であるから、縣外移入を中止してこの原材料を本縣に割当てて縣内自給体制を確立せられたいとの請願。

昭和二十三年八月三十日印刷

昭和二十三年八月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局